市町名	津市

令和7年3月更新

本庁舎所在	津市西丸之内23番1号		郵便番号	514-8611	代表TEL	059-229-3111
境界立会･確認担当部署	部	建設部	TEL	059-229-3193	FAX	059-229-3345
	課	用地･地籍調査推進課		庁舎5階	メール	229-3193@city.tsu.lg.jp

津市 HP上の関連情報		津市ホームページ		本庁以外の戸籍･住民票等の発行窓口	
立会･確認申請の要綱・要領等の有無		あり	→ 境界確認事務取扱要領	あり	総合支所
立会申請書等のひな形ダウンロード		あり	→ 境界確認申請書等	あり	出張所(時間注意)
その他	基準点等地図情報サービス	あり	→ 市認定道路および基準点の情報	あり	土日祝日､時間外発行窓口
				アスト津、ポルタ久居(時間注意)	

境界確認申請・立会いに関する特記事項
境界確認申請の前に、資料提供依頼書を提出し、近隣の過去立会い資料、官有地台帳等の調査が必要。 申請書に申請人からの委任状(調査士は手続申請代理人となる事)が必要。申請時に仮測量実測図の添付が必要。 仮測量実測図には官民境界の案や根拠を図示する必要があり。境界確認申請書類に不備がある間は、立会い日程の調整ができない。 登記情報(登記事項･公図･測量図)を添付する場合は、改ざん等ない旨の調査士の認証が必要。境界確認書は申請人は実印を押印、印鑑証明書要添付。 対側地については概ね4m未満の官地幅の場合は対側地の立会いを要する。現況により4m以上でも立会いを要する場合あり。

地元自治会等の立会いの要否	要	自治会長に立会い依頼の声掛けは必要。自治会長が出席不要と判断した場合や立会い欠席の意思表示をした場合は、境界確認書に自治会印は不要。

敷地後退(セットバック)助成金制度	あり

道路中心立会･確認担当部署	部	都市計画部	TEL	059-229-3185	FAX	059-229-3336
	課	建築指導課		庁舎5階	メール	229-3185@city.tsu.lg.jp

助成金交付の要綱・要領等の有無	あり	→ 事務取扱要領等	道路中心立会･申請に関する特記事項
狭あい道路整備事業協議申請書	あり	→ 狭あい道路整備事業協議申請書	境界確認申請書とは別に､道路中心線立会等の申請書の提出が必要。
道路中心立会い等	あり	→ 道路中心確認申請書等	
その他			